

防災物品・製品を知っていますか？

(1) 防災物品とは

消防法で定められた建物は以下の物品については防災加工を施したものを使用しなければなりません。

カーテン	布製のブラインド	じゅうたん等 (だん通を除く)	展示用合板
舞台において使用する大道具の合板	どん帳・暗幕	工事用シート	

(2) 防災物品を使用しなければならない建物

① 特定防火対象物

(例)

映画館・ナイトクラブ・遊技場・カラオケ・飲食店・物販店・ホテル・福祉施設・保育施設・幼稚園など、不特定多数の人が出入りする場所や自力避難が困難な方が入居・利用している施設。

② 高層建築物(地上31メートルを超える建物)

※マンションも該当します。

③ 映画スタジオ・テレビスタジオ

④ 工事中の建築物・工作物

⑤ 地下街・準地下街



(3) 防災製品とは

上記に記載した消防法で定められた物品以外の防災品のことです。以下のような製品があります。

寝具類・衣類・シート類・防災頭巾・展示パネル・木製ブラインドなど。

(公財)日本防災協会

ホームページ: <http://www.jfra.or.jp/>

連絡先: TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692

浦安市消防本部予防課

E-mail: fd.yobo@city.urayasu.lg.jp

連絡先: TEL 047-304-0143 FAX 047-355-7733